第7章 重点整備地区の設定

1.重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について

(1) 重点整備地区の要件

バリアフリー化を推進するには、バリアフリー化を図る施設や経路との連続性の確保、また、 そのための一体的な取り組みが重要な課題となります。そのため、八幡市バリアフリー基本構想 においても、国の定める基本方針の要件に照らし合わせて重点整備地区を設定します。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針による重点整備地区の要件】

配置要件

- ・生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区
- ・地区全体の面積がおおむね 400ha (半径約1.1k m円の圏域)未満
- ・生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物 に該当するものがおおむね3以上所在すること
- ・当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が 徒歩で行われる地区であると見込まれること

「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行わ」 れる地区であること。」(バリアフリー新法 第2条第21号イ)

課題要件

- ・高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況
- ・土地利用や諸機能の集積の実体並びに将来の方向性
- ・想定される事業の実施範囲、実現可能性 などの観点から総合的に判断して事業の実施が特に必要な地区

「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路 その他の一般交通の用に供する施設をいう。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。(バリアフリー新法 第2条第21号ロ)

効果要件

- ・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供 する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進
- ・移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区である。」。」(バリアフリー新法 第 2 条第 21 号八)

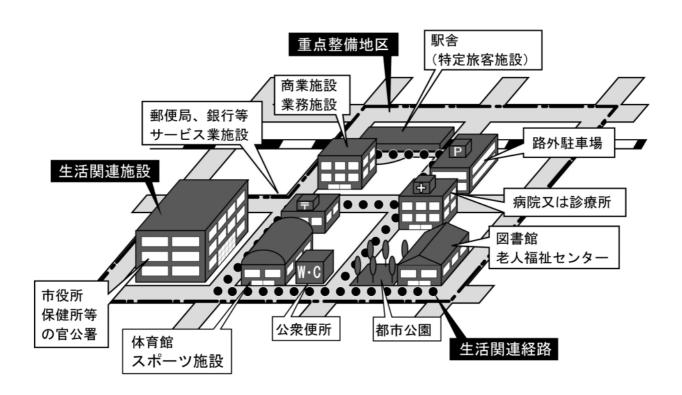
(2)生活関連施設及び生活関連経路

生活関連施設

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、 官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、該当する施設は、市内において駅、市役 所、図書館など多数所在しています。これらのうち、基本構想において生活関連施設として定 めた施設は、バリアフリー化を図っていく必要があります。

生活関連経路

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことであり、生活関連施設の間を結ぶ 道路、駅前広場のほか、建築物内部の通路なども生活関連経路として定めることができます。 生活関連経路においても、基本構想の中で定めた経路は、バリアフリー化を図っていく必要が あります。



【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

2. 八幡市における重点整備地区の設定の考え方

(1) 重点整備地区の対象エリアの絞り込み

アンケートでは、生活関連施設となりうる主要な公共施設や身近に利用される郵便局、銀行などの公益施設、商業施設や医院・診療所などのうち、よく利用する施設はどのような施設であるか回答を求めました。

その結果、病院や近所のスーパー・お店といった日常生活に利用される施設が上位を占めた ほか、社会生活に利用される市全域からの利用が見込まれる施設については、次のような結果 を得ました。

【徒歩及び公共交通でよく利用される広域的な公共施設等の順位】

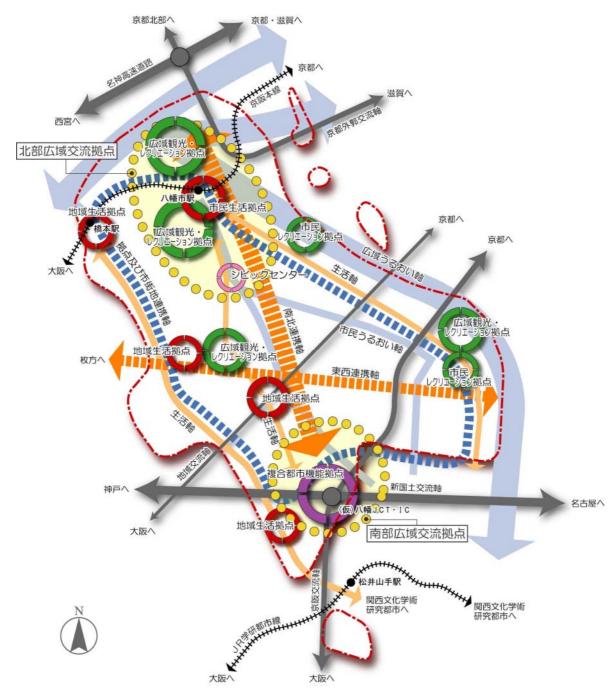
	1 位	2 位	3位	4 位
高 齢 者	鉄道駅	市役所	図書館	文化センター
	50.7%	38.4%	24.7%	21.8%
身体障がい者	鉄道駅	市役所	図書館	文化センター
	27.4%	21.6%	16.6%	11.6%
知的障がい者	鉄道駅	図書館	市役所	文化センター
	51.6%	38.7%	22.6%	16.1%
精神障がい者	鉄道駅	市役所	図書館	文化センター
利利中P早/J·V·1	27.8%	22.2%	11.1%	8.3%
子育て	公 公 古 田	鉄道駅市役所、図書館		母子健康センター
	*************************************			文化センター
	28.9%	17.	8%	15.6%

精神障がい者の同率4位には、福祉・商工会館、松花堂美術館があります。

このことより、市全域からの利用が見込まれる公共施設等では、鉄道駅が最も重要な施設であると考えられることから、本市においては、鉄道駅を生活関連施設に選定することとし、八幡市駅及び橋本駅を含んだ各エリアについて、重点整備地区を設定することとします。

(2)上位関連計画、その他の計画との整合

重点整備地区が、バリアフリー新法における「移動等円滑化のための事業を実施することが特に必要であると認められる地区」、「移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区」であるか否かについては、土地利用及び諸機能の集積の実態ならびに将来の方向性、上位計画との整合性について確認を行うこととします。



【都市計画マスタープランにおける都市骨格図】

対象エリア	第4次八幡市総合計画における位置づけ
八幡市駅周辺	第4次総合計画では、基本構想で掲げた将来都市像を実現するため、
	平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間を計画期間として、優先的
	に取り組むべきリーディングプロジェクトを示しています。
	八幡市駅周辺及び橋本駅周辺は、リーディングプロジェクトのひと
	つである交流拠点整備プロジェクトに位置づけられており、生活交流
	拠点の整備推進に取り組むこととしています。

対象エリア	八幡市都市計画マスタープランにおける位置づけ
	市民の暮らしの中心として、周辺環境の整備等を図る「市民生活拠
八幡市駅周辺	点」に位置づけられています。また、徒歩圏域に、行政サービスや市
	民文化の中心として機能の充実を図る「シビックセンター」が位置づ
	けられており、市民生活の身近な動線である「生活軸」で結ばれてい
	ます。
橋本駅周辺	地域住民の暮らしの中心として、周辺環境の整備等を図る「地域生
	活拠点」に位置づけられています。また、本拠点から橋本南山線が「生
	活軸」として伸びており、男山中央センター周辺の地域生活拠点と接
	続しています。

(3)生活関連施設及び生活関連経路の選定

アンケート結果による生活関連施設の選定

本市においては、特定旅客施設(乗降客数 5,000 人以上/日平均)であって中心的な生活関連施設となる八幡市駅と橋本駅のほか、アンケート結果において社会生活に利用され市全域からの利用が見込まれる施設の中で上位となった市役所、八幡市民図書館、文化センターについても生活関連施設に選定します。

また、これらの施設周辺に立地する大規模小売店舗や郵便局、金融機関等は、アンケート結果において上位にあり、市民の日常生活上重要な施設であることから、常に不特定で相当数の利用が見込まれる施設として生活関連施設に選定します。

八幡市駅及び市役所周辺地区における生活関連施設

施設名	特別特定建築物に該当する用途	
八幡市駅	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
八幡市役所、市役所分庁舎、市役所別館	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
八幡市民図書館	博物館、美術館又は図書館	
八幡市文化センター	集会場又は公会堂	
山城八幡郵便局		
八幡石清水郵便局		
京都銀行八幡支店	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
京都銀行八幡中央支店		
京都中央信用金庫八幡支店		
ファミレ八幡	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	

橋本駅周辺地区における生活関連施設

施設名	特別特定建築物に該当する用途
橋本駅	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築 物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
橋本公民館	集会場又は公会堂
八幡橋本郵便局	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀
京都中央信用金庫橋本支店	行その他これらに類するサービス業を営む店舗

その他の生活関連施設の選定

八幡市駅と橋本駅の徒歩圏に立地する公共施設においては、重点的かつ一体的な整備を図ることによる効果を考慮し、アンケート結果で上位とならなかった施設についても積極的に生活関連施設に選定します。

八幡市駅及び市役所周辺地区における生活関連施設

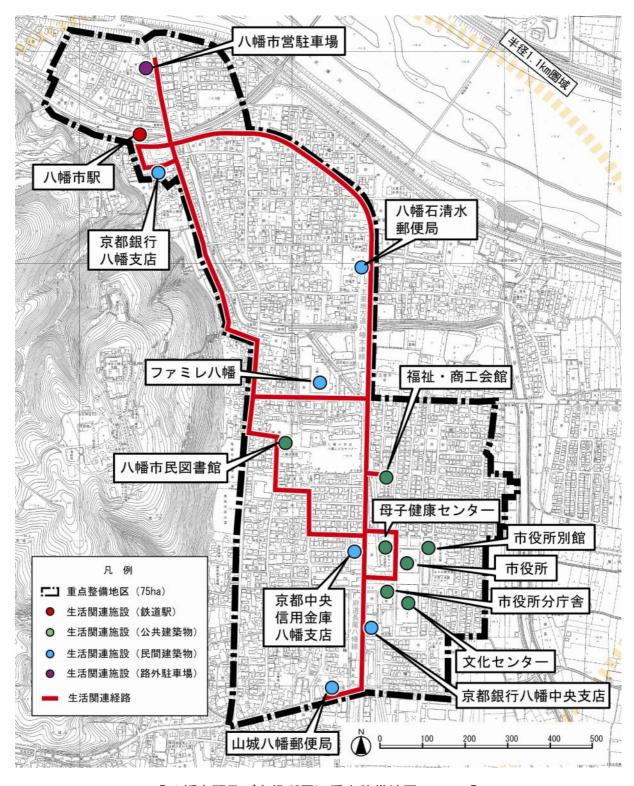
施設名	特別特定建築物等に該当する用途
福祉・商工会館	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターそ の他これらに類するもの
母子健康センター	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
八幡市営駐車場	特定路外駐車場(特別特定建築物には該当せず)

生活関連経路の選定

生活関連経路は、アンケート結果により多くの利用が見込まれる生活関連施設やその他の生活関連施設を結ぶ経路であって、地区の骨格となる幹線道路や施設間をできるだけ短く結ぶ経路を生活関連経路として位置づけます。

3. 重点整備地区の設定

前項の八幡市における重点整備地区の設定の考え方をふまえ、本基本構想では、重点整備地区 を次の図のように定めます。また、重点整備地区の境界は、国の定める基本方針に従い、可能な 限り市内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって定めます。



【八幡市駅及び市役所周辺重点整備地区 (75ha)】



【橋本駅周辺重点整備地区 (18ha)】

4.重点整備地区における要件整理

八幡市駅及び市役所周辺や橋本駅周辺の重点整備地区について、重点整備地区設定の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、妥当性を検証します。

(1)八幡市駅及び市役所周辺地区

要件	地区の状況
配置要件	 ・徒歩圏内に特定旅客施設である八幡市駅が立地しているほか、特別特定建築物である市役所(本館、分庁舎、別館)八幡市文化センター、八幡市民図書館などの官公庁施設や文化施設などが多数集積しています。 ・これらの施設は、高齢者や障がい者等のアンケート結果においてもよく利用する施設となっていることから、相当数の徒歩による利用が見込まれます。
課題要件	 ・都市計画マスタープランにおいて、市民生活の中心である「市民生活拠点」と、行政的、文化的な中心機能を有する「シビックセンター」が位置づけられている地区であり、今後も八幡市の中心的なエリアです。 ・最も利用者が見込まれる生活関連施設があり、日常生活上、社会生活上の重要な結節点である八幡市駅については、改札からホームまでの垂直移動が階段のみであることから、円滑な移動の確保が喫緊の課題となっています。
効果要件	・市内においてもとくに重要な施設が集積している本地区において、一体的な バリアフリー化を推進することは、市民交流と社会参加の促進、勤労の機会 の増大につながるとともに、市民及び来訪者にとって、安全・安心に活動で きる生活基盤の整備が図られます。

(2)橋本駅周辺地区

要件	地区の状況
	・徒歩圏内に特定旅客施設である橋本駅が立地しているほか、特別特定建築物である橋本公民館(地域窓口)などが3以上集積しています。
配置要件	・橋本駅や八幡橋本郵便局などは、アンケート結果より多数の利用が見込まれる施設であり、本地区の行政的な中核施設である橋本公民館(地域窓口)を含めた比較的狭小なエリア内において、相当数の徒歩による利用が見込まれます。
課題要件	・総合計画において、橋本駅周辺は交流拠点整備プロジェクトに位置づけられているとともに、都市計画マスタープランにおいては、地域住民生活の中心である「地域生活拠点」に位置づけられています。
	・本地区においては、駅の立地上、地形による制約が大きいことなどから駅前 整備が進んでおらず、駅へのアクセスの向上と円滑な移動の確保が大きな課 題となっています。
効果要件	・交流拠点整備プロジェクトとの一体的な推進により、市民及び来街者が安全・安心に活動できる生活基盤の整備が図られます。